

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	山梨県森林総合研究所
契約締結年月日	平成 26 年 4 月 1 日
契約者名	峡北森林組合
契約名	山梨県森林総合研究所八ヶ岳薬用植物園管理運営委託
契約金額 (税込み)	19,602,000円
随意契約理由	<p>1 八ヶ岳薬用植物園は試験・研究の場所としてだけでなく、薬草や山菜にふれあう場を提供することにより特用林産物を広く一般県民に浸透し、普及を図る目的で整備されている。このため多種多様な植物が植栽されており、基本的な管理はもとより八ヶ岳南麓という地域特性に合わせた植栽管理技術が求められる。</p> <p>2 八ヶ岳薬用植物園では特用林産物の普及・啓発の目的から年間において主催事業を開催している。このため効率的・効果的な開催には峡北地域の特用林産物について多くのノウハウを持つと共に関係団体等との密接な連携が求められる。</p> <p>3 峡北森林組合は峡北地域唯一の森林組合であり、特用林産物の普及啓発活動を既に実施しているため多くのノウハウを持っている団体である。また峡北特用林産協会の会員であるので山梨県特用林産協会とも連携をとりながら、全県下を対象とした普及啓発活動の展開が可能である。</p> <p>4 峡北森林組合は当該植物園開所以来これまで管理・運営・研究に携わり、普及・啓発のための主催事業の企画運営などについても実績がある。このような団体は峡北地域の中では峡北森林組合しか存在しない。</p> <p>5 本業務を遂行するためには、特用林産物に関する専門的な知識、普及啓発行事の企画力などが必要であり、その性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、また財務規則第137条第5項により見積もり合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 財務規則第137条第5項